

～同和問題～

「正しい知識を身につけてほしい。わからないことは遠慮せずに聞いてほしい。」

平成28年12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。現在もなお、「部落差別」が存在することを法律で明記し、今後国や地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じて、相談体制の充実や教育・啓発に取り組むこととされました。自らも差別された経験のあるお二人（Yさん・Hさん）は、不条理な差別の実態を伝える活動をしながら、差別を根絶するために正しい知識を身につけることの重要性を訴えています。

○どのような問題がありますか。

Yさん

同和对策事業の実施後に、差別はより激しくなったと感じています。事業の内容を誤解して、地区内の公営住宅は無料ではないのに、「無料で入っている」など言われたりすることがあります。

また、同じ地区内の人で、学校で「部落出身者」ということで、いじめに会い、学校をやめたケースもあります。一昔前までは、地区の最寄りのバス停で降りることができずに、一つ向こうのバス停で降りたりしたこともあります。

Hさん

私は被差別地区外から嫁いで来ましたが、結婚する際に肉親の大反対にありました。私に、「部落は怖いところだ。」とって結婚をやめさせようとしてました。相手の身元調査もしたようです。そのうち、子どもができたので、結婚を許してくれると思いましたが、親から、「子どもを墮ろして、遠くへ住みなさい。もし、どうしても結婚するなら親や家族を捨ててこの家から出て行くように。」と言われました。ショックで泣き崩れました。

子どもができ何年か経ってから、ようやく実家を訪ねることができたとき、親は、孫を見てもかたくなな態度でしたが、しばらくして、「かわいらしいなあ〜。」と言ってくれました。本当にうれしかったです。

○差別をなくすためにどのような活動に取り組んでいますか。

Yさん

まずは、自分たちも部落差別について学んでいます。不条理な差別に反論するためには、自分たちも知識を身につけなければなりません。

また、地区の中だけにこもっては、この問題は解決しないので積極的に外に出て、部落差別の現状を伝える活動をしています。

学校の先生や行政機関の職員等と、地区の出身者が少人数で意見交換をする場を設けています。

Hさん

被差別部落外から嫁いで来た人たちと交流するようになり、地区内で部落問題を学習することにしました。私たちの世代で差別は終わらせようと思っていたので、地区内だけでなく、「外に出ていこう」と訴えました。そしてまずは学校に行き、子どもたちに部落問題について教える機会をもってもらい、保護者の前では結婚差別について話をしました。最初は、出席者が少なかったのですが回を重ねるたびに増えていき、最終的には子どもたちや保護者が部落問題について学習することができ、現在でも続いています。教育は大事です。教育のおかげで、私の子どもたちは差別を経験しませんでした。

○皆さんにどのようなことを伝えたいですか。

Yさん

この差別は根拠のない「土地差別」であることを知って欲しい。部落と呼ばれる所に住んでいる、関係があるというだけで差別をされますが、そこに根拠はありません。また、歴史は常に変わっていきます。以前は「土農工商」を歴史で教えていましたが、それが正しくないことがわかり現在は教えていません。新しい歴史認識が生まれています。部落差別は歴史認識に大きく影響をうけます。常に勉強し、正しい知識を身につけて欲しいと思います。

Hさん

母親も私が被差別地区に嫁ぐことで、親戚や周りの人たちから責められ苦しんだようです。亡くなる前に「すまないことをしたね。」と言われ、気持ちが楽になったことを覚えています。

私は、被差別地区に嫁いでから、部落差別だけでなくいろいろな人権課題について勉強しました。そして、いろいろな人の気持ちが理解できるようになったと思っています。

最近でも身元調査をされたという事例があります。また被差別地区と伝えず結婚し、子どもができた後、被差別地区とわかり離婚させられた事例もあります。「被差別地区の出身ですが、よいですか？」と未だに伝えなければならないということは、まだ差別がある証拠です。しっかり正しい知識を身につけて欲しいと思います。

私たちは、部落差別のことばかりを考えて生活しているわけでもなく、皆さんと同じように毎日普通に生活しています。

一日でも一分でも早く部落差別がなくなるよう活動しています。

「部落差別の解消の推進に関する法律」

をご存知ですか？

～この法律は、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに講ずべき施策について定められたものです～

同和問題の解決に向けては、これまでの長年の取組によって生活環境や産業基盤の整備などの面で格差の解消が進み、また、社会の様々な分野で人権尊重意識の醸成も進められてきました。

しかし、いまだに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上での差別的情報の流布が発生するなど解決にいたっていません。

このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に施行されました。

この法律のポイント

- 現在もおお部落差別が存在するとの認識が法律で新たに示された（第1条）
- 部落差別は日本国憲法に照らして「許されないもの」「解消すべき重要な課題である」と明記された（第1条）
- 部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要が明記された（第5条）